

いじめ防止基本方針（令和7年4月改訂）

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、重大な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。当校では、いじめを幅広い視点から、不登校、自死、虐待等からも捉えて、全職員がいじめに気付き放置しないために、以下のいじめの未然防止等の対策を講じる。

(2) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、その生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（「いじめ防止対策推進法」第2条）及びいじめの類似行為（当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる※蓋然性（がいぜんせい）の高いもの（「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条）」をいう。

※多分そうなるだろうという可能性の程度のこと

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習と諸活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に取り組む。いじめが疑われる場合も含めて、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

(4) 生徒の役割

ア 自分のことを大切にし、一人一人の違いを理解し、お互いを尊重すること。

イ インターネットを通じて送信される情報がどのようなものなのかを理解すること。

ウ いじめ等をしているところを見たり、「ひょっとするといじめかもしれない」と思ったりしたときは、見過ごさないで教師や保護者に相談すること。（新潟県いじめ等の対策に関する条例9条）

(5) 地域及び事業者の協力

地域の居住者又は事業者は、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者への情報の提供その他必要な配慮を行うよう努める。（新潟県いじめ等の対策に関する条例10条）

(6) 保護者の責務

ア 保護者は、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する生徒等がいじめ等を行うことのないよう、当該生徒等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努める。

イ 保護者は、その保護する生徒等がいじめを受けた場合は、適切に当該生徒等をいじめから保護するとともに、その保護する生徒等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

ウ 保護者は、学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

（新潟県いじめ等の対策に関する条例8条）

2 いじめの防止等のための措置

(1) 基本対策

① 未然防止

ア 生徒がいじめの加害者にならないことを生徒指導の基本に置き、加害者のストレス、生徒間のトラブル等のいじめ・自死の芽を教職員の協働で見守り見逃さない。

- イ 命の尊さを第一に、豊かな情操と道德心を培い、良好な人間関係形成能力を養うため、全教育活動を通じて道德教育、体験活動、自己肯定感・自己有用感を育む。
- ウ 保護者並びに地域住民や関係諸機関との連携を図り、社会性を育成しいじめ防止に資する。
- エ 教職員自らがいじめを助長することのない言語環境の整備、一人一人の人格を尊重する言動、困り感をもつ生徒への温かな支援を行う中で、生徒との信頼関係を構築する。

②早期発見・即時対応

- ア 朝学活、終学活で生徒一人一人を見渡し、状況を確認に見取る。
- イ 「こころの健康チェック」を毎月、確実に実施する。
- ウ 1, 2 学期に各 1 回、全校生徒を対象とする「教育相談」を実施する。
- エ 「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」、地域・関係機関との連携を日常化する。
- オ 被害的立場の生徒の保護を迅速に行う。
- カ いじめ対策委員会を開催し、方針を明確にする。
- キ 実施したアンケートおよび指導の記録は必ず保管する。

③観察の継続

- ア 認知から少なくとも 3 か月の見守りを行う。
- イ 解消の判断は 3 か月を目途に行う。
- ウ 本人や保護者の面談等で、心身の苦痛の有無を確認した後に判断を行う。

④職員の資質向上

いじめの防止、対応力向上等に関する職員研修を、いじめ防止年間指導計画に位置付けて実施し、職員の資質向上を図る。

⑤インターネット等について

- ア 生徒及び保護者が、「インターネット等を通じて発信される情報の特性」を踏まえて、いじめの防止と、いじめ事案発生時に効果的対応ができるよう、必要な啓発活動、外部講師を招いてのネットトラブル防止教室」等を開催する。
- イ ネット上のいじめは、生徒・保護者、関係機関等からの情報を収集し、迅速に対応する。

(2) いじめ防止のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を有する「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉◎教頭、生徒指導主事、校長、養護教諭、各学年担任、S C、心の教室相談員等

〈業 務〉ア アンケート調査、教育相談等のいじめの発見、未然防止に関すること

イ 生徒の健全育成に関わる保護者、地域住民と連携すること

ウ いじめ事案発生時、認知から解消までの対応に関すること

〈開 催〉週 1 回全職員による情報交換会を実施する。

いじめ事案発生時はその都度開催し、記録を確実に作成する。

(3) 対応の基本手順

- ア いじめの相談を受けた場合、いじめに該当する場面を目撃した場合（判断・報告するかどうかを迷い、様子を見ようと思った場合を含む）、学校外からの情報提供等があった場合は、生徒指導主事、校長、教頭に速やかに報告する。決して教職員個人として対応しない。
- イ いじめの事実が確認された場合は、毅然とした態度で指導に当たる。被害者、保護者の心情及び意向を尊重しながらも、加害者・加害者の保護者への報告・指導を確実に行之、解消と再発防止に努める。状況により、学級、全校生徒への指導を行う。
- ウ いじめを認知した場合は、市教育委員会に速やかに報告を行い、連携して解消に努める。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・生徒が自死した場合、自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ③ その他、校長が重大事態と判断した場合

(2) 重大事態への手順

- ① 重大事態の発生予測を含めて発生した場合は、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事態に対処する特別組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③ 上記の調査結果については、被害生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。
- ⑤ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談や通報を行う。

4 関係諸団体との連携の充実

(1) 学校運営協議会への報告

いじめを隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する適切な措置を講ずるために、次の2点を学校評価の項目に加え、学校運営協議会より評価、意見をいただく。

- ① いじめ防止のための取組に関すること
- ② いじめの早期発見・即時対応のための取組に関すること

(2) その他

- ① 佐渡市小中学校・警察等連絡協議会（1学期）
児童生徒の校内外の生活の状況や問題行動等の広範な把握や情報交換等を通して、いじめ防止対策の実効性を高める。
- ② 新穂地区青少年健全育成協議会（5月）
学校の生徒の様子を紹介し、地区の子どもの様子について幅広い情報提供をいただく。
- ③ 新穂中学校区三校連携部会（5月、8月、2月）
各校の生徒指導・生活指導の取組を情報交換、検討することで、小中連携を図り地域内の共通の課題を明らかにする。
- ④ 地区民生委員・児童委員協議会（7月、2月）
中学校区担当の民生委員・児童委員への校内状況に関する情報提供を行うとともに、個別の家庭への啓発や連携強化を図るための協力依頼を行うなど、学校・地域間の連携の中核としての機能をもたせる。
- ⑤ 新穂中学校同窓会（10月）
学校の取組の紹介、幅広い情報をいただく。